

(様式1-2①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)

平成24年1月時点

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	交付期間	総交付対象 事業費	うち、特定市町村 又は特定都道府県以 外の者が負担する 額を減じた額	各年度の交付対象事業費					事業期間	総事業費	備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等								平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
1	○		C-7-1	水産業共同利用施設復興整備事業	松川浦漁港	市	H24～H24	3,281,490	3,281,490		3,281,490				H24～H27	3,803,090	
2	○		D-1-1	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部66号線)	原釜地区	市	H24～H24	15,000	15,000		15,000				H24～H26	100,000	
3	○		D-1-2	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部113号線)	尾浜地区	市	H24～H24	6,000	6,000		6,000				H24～H26	41,000	
4	○		D-1-3	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部116号線)	尾浜地区	市	H24～H24	6,000	6,000		6,000				H24～H26	41,000	
5	○		D-1-4	道路事業(市街地相互接続道整備)(法定外道路)	尾浜地区	市	H24～H24	10,000	10,000		10,000				H24～H26	89,000	
6	○		D-1-5	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部123号線)	原釜地区	市	H24～H24	16,000	16,000		16,000				H24～H27	120,000	
7	○		D-1-6	道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)	岩子地区	市	H24～H24	78,000	78,000		78,000				H24～H27	751,000	
8	○		D-1-7	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部327号線)	岩子地区	市	H24～H24	19,000	19,000		19,000				H24～H26	140,000	
9	○		D-1-8	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部339号線)	岩子地区	市	H24～H24	3,000	3,000		3,000				H24～H26	11,000	
10	○		D-1-9	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部338号線)	岩子地区	市	H24～H24	7,000	7,000		7,000				H24～H26	42,000	
11	○		D-1-10	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部471号線)	柏崎地区	市	H24～H24	57,500	57,500		57,500				H24～H27	312,000	
12	○		D-4-1	災害公営住宅整備事業(馬場野団地)	馬場野団地	市	H23～H23	147,000	147,000	147,000					H23～H23	147,000	
13	○		D-4-2	災害公営住宅整備事業(明神前団地)	明神前団地	市	H23～H23	608,366	608,366	608,366					H23～H23	608,366	
14	○		D-4-3	災害公営住宅整備事業(原釜地区)	原釜地区	市	H23～H23	147,000	147,000	147,000					H23～H23	147,000	
合 計								—	—	—	—	—	—	—			
うち基幹事業								—	—								
うち効果促進事業等								—	—								

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「事業期間」は、平成27年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成27年度以降も含めて記載をする。

(注)「総事業費」は、「事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注)「各年度の交付対象事業費」は、過年度については、実績額を記載し、未到来年度については、見込み額を記載する。なお、基金を造成して事業を実施する場合には、各年度に基金を取り崩して実施する事業費(実績額・見込み額)を記載する。

(様式1-2①)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(相馬市交付分)

平成24年1月時点
(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	交付期間	総交付対象 事業費	うち、特定市町村 又は特定都道県以 外の者が負担する 額を減じた額	各年度の交付対象事業費					事業期間	総事業費	備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業等								平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
15	○		D-4-4	災害公営住宅整備事業(磯部地区)	磯部地区	市	H23～H23	147,000	147,000	147,000				H23～H23	147,000		
16	○		D-4-5	災害公営住宅整備事業(細田地区)	細田地区	市	H24～H24	750,500	750,500		750,500			H24～H24	750,500		
17	○		D-5-1	災害公営住宅家賃低減化事業	高塚野、磯部、原釜、細田、明神前地区	市	H24～H24	22,174	22,174		22,174			H24～H27	340,848		
18	○		D-6-1	東日本大震災特別家賃低減事業	高塚野、磯部、原釜、細田、明神前地区	市	H24～H24	9,655	9,655		9,655			H24～H27	188,873		
19		○	D-21-1-1	下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(事業計画策定)	尾浜、相田、岩子地区	市	H23～H24	376,500	376,500	12,500	364,000			H23～H24	376,500		
20	○		D-23-1	防災集団移転促進事業(相田地区)	相田地区	市	H23～H25	797,878	797,878	42,000	802,939	152,939		H23～H27	1,009,750		
21	○		D-23-2	防災集団移転促進事業(刈敷田地区)	刈敷田地区	市	H23～H26	2,079,539	2,079,539	30,000	1,672,270	377,269		H23～H27	2,660,076		
22	○		D-23-3	防災集団移転促進事業(荒田地区)	荒田地区	市	H24～H25	3,617,066	3,617,066		751,347	2,865,719		H24～H27	4,657,502		
23	○		D-23-4	防災集団移転促進事業(麓山地区)	麓山地区	市	H24～H25	3,501,542	3,501,542		2,049,050	1,452,492		H24～H27	6,229,715		
24	○		D-23-5	防災集団移転促進事業(新沼地区)	新沼地区	市	H24～H25	1,128,555	1,128,555		158,908	969,647		H24～H27	2,211,866		
25	○		D-23-6	防災集団移転促進事業(南ノ入地区)	南ノ入地区	市	H24～H25	619,875	619,875		237,300	382,575		H24～H27	2,247,475		
26	○		D-23-7	防災集団移転促進事業(高塚地区)	高塚地区	市	H24～H25	317,814	317,814		158,908	158,906		H24～H27	1,551,181		
27	○		D-23-8	防災集団移転促進事業(磯部中西地区)	磯部中西地区	市	H24～H25	59,328	59,328		29,664	29,664		H24～H27	1,890,743		
28	○		D-23-9	防災集団移転促進事業(事業計画策定)	細田地区ほか	市	H23～H24	651,050	651,050	63,977	587,073			H23～H27	840,350		
							合 計	18,479,832	18,479,832	1,197,843	10,882,778	6,389,211	0	0			
							うち基幹事業							18,103,332			
							うち効果促進事業等							376,500			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注)「事業期間」は、平成27年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成27年度以降も含めて記載をする。
(注)「総事業費」は、「事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注)「各年度の交付対象事業費」は、過年度については、実績額を記載し、未到来年度については、見込み額を記載する。なお、基金を造成して事業を実施する場合には、各年度に基金を取り崩して実施する事業費(実績額・見込み額)を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	○		D-4-1	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)	馬場野団地	市	■災害公営住宅整備事業(馬場野団地) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 馬場野団地 共同住宅12戸1棟の整備 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	147,000	147,000	128,625			
2	○		D-4-2	災害公営住宅整備事業 (明神前団地)	明神前団地	市	■災害公営住宅整備事業(明神前団地) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 明神前団地 戸建50戸の整備(用地取得含む) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	608,366	608,366	532,320			
3	○		D-4-3	災害公営住宅整備事業 (原釜地区)	原釜地区	市	■災害公営住宅整備事業(原釜地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 原釜地区 共同住宅12戸1棟の整備 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	147,000	147,000	128,625			
合計額									-	-	-			

都道県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
4	○		D-4-4	災害公営住宅整備事業 (磯部地区)	磯部地区	市	■災害公営住宅整備事業(磯部地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 磯部地区 共同住宅12戸1棟の整備 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	147,000	147,000	128,625			
5	○		D-21-1-1	下水道事業(公共下水道 (雨水幹線)整備事業)(事業 計画策定)	尾浜、細田、 岩子地区	市	■公共下水道(雨水幹線)整備事業(事業計画策定) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 対象面積 尾浜、細田及び岩子地区内の3ヶ所、114ha 事業内容:下水道事業(雨水幹線)事業計画の策定 護岸・道路の復旧・復興事業と関連しての冠水対策のための早急な排水事業の実施 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P32)	4/5	12,500	12,500	10,000			
6	○		D-23-1	防災集団移転促進事業 (細田地区)	細田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字細田地内外 移転想定世帯数…41世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約5.4ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	42,000	42,000	36,750			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
7	○		D-23-2	防災集団移転促進事業 (刈敷田地区)	刈敷田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外 移転想定世帯数…113世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約15.4ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	30,000	30,000	26,250			
8	○		D-23-9	防災集団移転促進事業 (事業計画策定)	細田地区ほか	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 事業計画策定 住民意向調査 用地取得価格検討(不動産鑑定) 用地測量 移転促進地域事業計画策定 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	1/2	63,977	63,977	47,982			
合計額									1,197,843	1,197,843	1,039,177			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:農林水産省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		C-7-1	水産業共同利用施設復興整備事業	松川浦漁港	市	■水産業共同利用施設復興整備事業 東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。 ▽事業量 水産業共同利用施設の整備 松川浦漁港原釜地区:原釜荷捌所施設 A=5,617㎡、原釜共同集配施設 A=1,125㎡ 原釜海水浄化施設 A=77.9㎡、原釜漁具倉庫施設 A=10,500㎡ A=1,750㎡ 松川浦漁港松川浦地区:漁船漁具保全施設、水産物加工・直売施設 A=287.67㎡ 松川浦漁港磯部地区:上架施設修理、漁具倉庫施設 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=16,500㎡ 建物面積 A=4,163.5㎡ ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第4項 漁業基盤整備(P24) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第6項 漁業基盤整備(P28)	1/2	3,281,490	3,281,490	2,461,117			
合計額									3,281,490	3,281,490	2,461,117			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4(1))

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	○		D-1-1	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部86号線)	原釜地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市原釜地区 東部86号線 L=600m W=6m C=100,000千円(原釜北谷地地区から安全な場所への避難路) ▽位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	15,000	15,000	11,625			
2	○		D-1-2	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部113号線)	尾浜地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市尾浜地区 東部113号線 L=200m W=6m C= 41,000千円(尾浜南塚地区から安全な場所への避難路) ▽位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	6,000	6,000	4,650			
3	○		D-1-3	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部116号線)	尾浜地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市尾浜地区 東部116号線 L=200m W=6m C= 41,000千円(尾浜南ノ入地区から安全な場所への避難路) ▽位置付け [相馬市復興計画]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) [相馬市復興計画]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	6,000	6,000	4,650			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
4	○		D-1-4	道路事業(市街地相互接続道整備)(法定外道路)	尾浜地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通ることができる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市尾浜地区 法定外道路 L=400m W=6m C= 89,000千円(尾浜平前地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	10,000	10,000	7,750			
5	○		D-1-5	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部123号線)	原釜地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通ることができる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市原釜地区 東部123号線 L=650m W=6m C=120,000千円(原釜戸崎地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	16,000	16,000	12,400			
6	○		D-1-6	道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)	岩子地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通ることができる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 日下石石上線 L=2,600m W=7m 橋梁1基 C=751,000千円(岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	78,000	78,000	60,450			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(※)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
7	○		D-I-7	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部327号線)	岩子地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通ることができる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 東部327号線 L= 800m W=8m C=140,000千円(岩子字坂脇から岩子字宝迫地区への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	19,000	19,000	14,725			
8	○		D-I-8	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部339号線)	岩子地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通ることができる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 東部339号線 L= 50m W=6m C=11,000千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	3,000	3,000	2,325			
9	○		D-I-9	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部338号線)	岩子地区	市	■市道整備事業(市街地相互の接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通ることができる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 市道7路線、法定外道路1路線 総延長L=7,280m 東部338号線 L= 250m W=6m C=42,000千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	7,000	7,000	5,425			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikoku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(※)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
10	○		D-1-10	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部471号線)	柏崎地区	市	■市道整備事業(市街地相互接続道路) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市柏崎地区 東部471号線 L=1,400m W=6m 橋梁1基 C=312,000千円(柏崎中台地区から日下石鳥喰地区への避難路) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P30) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P32)	5/9	57,500	57,500	44,562			
11	○		D-4-5	災害公営住宅整備事業(細田地区)	細田地区	市	■災害公営住宅整備事業(細田地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 細田地区 戸建71棟の整備 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P18) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	750,500	750,500	656,687			
12	○		D-5-1	災害公営住宅家賃低廉化事業	馬場野、磯部、原釜、細田、明神前地区	市	■災害公営住宅家賃低廉化事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。 ▽事業量 対象戸数:518戸(H23・24年度建築が169戸、25年度が349戸予定) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P18) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	22,174	22,174	19,402			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗が遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
13	○		D-6-1	東日本大震災特別家賃低減事業	馬場野、磯部、原釜、細田、明神前地区	市	■東日本大震災特別家賃低減事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家賃の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。 ▽事業量 対象戸数:518戸(H23・24年度建築が169戸、25年度が349戸予定) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P16) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	1/2	9,655	9,655	7,241			
14		○	D-21-1-1	下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(事業計画策定)	尾浜、細田、岩子地区	市	■公共下水道(雨水幹線)整備事業(事業計画策定) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 対象面積 尾浜、細田及び岩子地区内の3ヶ所、114ha 事業内容:下水道事業(雨水幹線)事業計画の策定 ■尾浜・道路の復旧・復興事業と関連しての冠水対策のための早急な排水事業の実施 ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P32)	4/5	364,000	364,000	291,200			
15	○		D-23-1	防災集団移転促進事業(細田地区)	細田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家賃の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことができない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字細田地内外 移転想定世帯数…41世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約5.4ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	602,939	602,939	527,571			
合計額									-	-	-			

都道県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

- (注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
- (注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
- (注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
16	○		D-23-2	防災集団移転促進事業 (刈敷田地区)	刈敷田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外 移転想定世帯数…113世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約15.4ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	1,672,270	1,672,270	1,463,236			
17	○		D-23-3	防災集団移転促進事業 (荒田地区)	荒田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外 移転想定世帯数…165世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約24.6ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	751,347	751,347	657,428			
18	○		D-23-4	防災集団移転促進事業 (鷺山地区)	鷺山地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市磯部字山俣田地内外 移転想定世帯数…257世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約34.2ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	2,049,050	2,049,050	1,792,918			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)・(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)・(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
19	○		D-23-5	防災集団移転促進事業 (新沼地区)	新沼地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字大森地内外 移転想定世帯数…62世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約8.2ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	158,908	158,908	139,044			
20	○		D-23-6	防災集団移転促進事業 (南ノ入地区)	南ノ入地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字南ノ入地内外 移転想定世帯数…93世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約12.3ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	237,300	237,300	207,637			
21	○		D-23-7	防災集団移転促進事業 (高塚地区)	高塚地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字高塚地内外 移転想定世帯数…62世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約8.2ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	158,908	158,908	139,044			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名) 地区名 施設名	事業 実施 主体	当該年度の 事業概要	基本 国費率 (a)	当該年度(*)			年度間調整額 (該当する場合のみ記載)		備 考
	基幹 事業	効果 促進 事業 等							交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
22	○		D-23-8	防災集団移転促進事業 (磯部中西地区)	磯部中西地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市磯部字狐穴字地内 移転想定世帯数…12世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約1.5ha(災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	29,664	29,664	25,956			
23	○		D-23-9	防災集団移転促進事業 (事業計画策定)	相田地区ほか	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 事業計画策定 住民意向調査 用地取得価格検討(不動産鑑定) 用地測量 移転促進地域事業計画策定 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	1/2	587,073	587,073	440,304			
合計額									7,611,288	7,611,288	6,536,230			

都道県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(様式1-4(1))

相馬市復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(a-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		D-23-1	防災集団移転促進事業(相田地区)	相田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字相田地区内外 移転想定世帯数…41世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約5.4ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	152,939	152,939	133,821			
2	○		D-23-2	防災集団移転促進事業(刈敷田地区)	刈敷田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地区内外 移転想定世帯数…113世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約15.4ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	377,269	377,269	330,110			
3	○		D-23-3	防災集団移転促進事業(荒田地区)	荒田地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市原釜字荒田地区内外 移転想定世帯数…165世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約24.6ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	2,865,719	2,865,719	2,507,504			
合計額									—	—	—			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(a-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
4	○		D-23-4	防災集団移転促進事業(蔵山地区)	蔵山地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業費 住宅団地…相馬市磯部字山窪田地内外 移転想定世帯数…257世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約34.2ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	1,452,492	1,452,492	1,270,930			
5	○		D-23-5	防災集団移転促進事業(新沼地区)	新沼地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業費 住宅団地…相馬市新沼字大森地内外 移転想定世帯数…62世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約8.2ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	969,647	969,647	848,441			
6	○		D-23-6	防災集団移転促進事業(南ノ入地区)	南ノ入地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業費 住宅団地…相馬市尾浜字南ノ入地内外 移転想定世帯数…93世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約12.3ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	382,575	382,575	334,753			
合計額									-	-	-			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4①)

相馬市復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等(相馬市交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
7	○		D-23-7	防災集団移転促進事業(高塚地区)	高塚地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜寺高塚地内外 移転想定世帯数…62世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約8.2ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	158,906	158,906	139,042			
8	○		D-23-8	防災集団移転促進事業(磯部中西地区)	磯部中西地区	市	■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に不当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市磯部半頭六字地内 移転想定世帯数…12世帯(災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約1.5ha(災害危険区域) ▽位置付け 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P19) 〔相馬市復興計画〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P21)	3/4	29,664	29,664	25,956			
合計額									8,389,211	6,389,211	5,590,557			

都道府県名	福島県	担当部局名	相馬市企画政策部企画政策課	担当者氏名	横山 哲也
市町村名	相馬市	電話番号	0244-37-2132	メールアドレス	k-kikaku@city.soma.fukushima.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。